

令和 5 年 10 月 25 日
農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

飼料の表示に使用できる「飼料添加物の名称」に関する 省令の改正について（案）

1. 背景

- (1) 飼料に含まれる飼料添加物の表示は、成分規格等省令^{※1}（以下、「省令」という。）において、飼料添加物の告示^{※2}で定める指定名称（以下「指定名称」という。）又は畜産農家がわかりやすい一般名（以下、「一般名」という。）を用いることとなっている。
- (2) 通常、一般名を定める手続は、飼料添加物の新規指定の際に、あらかじめ飼料添加物メーカーからの要望を受けて、農業資材審議会及び食品安全委員会等の審議後に、パブリックコメントを経て、省令で定めている。このため、飼料添加物に新規指定後に、一般名を定める場合は、多くの時間を要することになる。
- (3) 一方で、飼料添加物に新規指定後に、一般名を定める機会の増加が次の通り想定されることから、一般名を定める手続の見直しが必要である。
- ① 畜産農家や消費者における飼料添加物の関心が向上し、わかりやすい一般名の設定が必要なこと。
 - ② 畜産物の輸出にあたり、相手国の関係者が、当該家畜（畜産物）に給与した飼料添加物を理解できる名称にする必要があること。
 - ③ 学会において、生菌剤の属名などが見直されること。

※1 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）

2. 考え方

(1) 一般名の追加による安全性への影響について

表示の基準における名称の表示は、飼料の使用者及び製造業者等が、飼料に含まれる成分等を正しく把握し適正に使用し得るよう定められている。一般名は、「名称」のみを定めたものであり、飼料添加物の種類が特定できる、誤認の恐れがない名称であれば、これを追加したとしても、飼料添加物の安全性に影響は生じない。(引き続き安全性に懸念は無い。)

(2) 一般名の追加による飼料の使用者等への影響について

表示に用いることができる名称については、飼料の使用者等が、飼料に含まれる成分等を正しく把握するため、明確に定め、周知する必要がある。

一般名の追加に関するルール自体が明確であれば、一般名が追加されること自体は、飼料の使用者及び製造業者等への影響はないと考えられる。

3. 今後の対応（案）

(1) 上記「2」の考え方を踏まえ、現在省令で定めている一般名を、運用通知^{※3}で定めるよう、省令及び通知を改正することとし、所要の手続きを進める。

(2) なお、改正後の一般名の追加等に当たっては、農業資材審議会飼料分科会において報告を行うこととする。

※3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）